

令和6年度 第1回郡上市都市計画審議会 会議録（要録）

日 時：令和7年3月7日（金）19時00分～20時30分

場 所：郡上市役所本庁舎4階 大会議室

◇出席委員（順不同・敬称略）

鶴田佳子、加藤徳光、田代親昌、荒井誠二、市原和弘、中山紀子、
大坪照雄、小椋重徳、野田かつひこ、原喜与美、田中義久、和田樹典

◇事務局

都市住宅課：粥川博之、武藤慎也、鷺見俊貴、河合秀明
社会教育課：和田隆男、杉山太一

《 内 容 》

1. 開会あいさつ

（進行） 定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。本日は皆様ご多忙の中にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、委員12名全員の方に参加させていただいております。従いまして、郡上市都市計画審議会条例第6条の規定する、定足数に達しておりますので、この審議会が成立することをご報告させていただきます。それではただいまから令和6年度第1回郡上市都市計画審議会を始めさせていただきます。それでは開会にあたり、都市住宅課長がご挨拶を申し上げます。

（粥川） <あいさつ>

2. 会長あいさつ

（進行） 続きまして鶴田会長からご挨拶をいただきたいと存じますのでよろしくお願いたします。

（会長） <あいさつ>

（進行） なお、郡上市住民自治基本条例第19条により、会議は原則公開となっており、郡上市のホームページ等で一部公開させていただきますので、よろし

くお願いいたします。それではここからの進行は会長にお願いしたいと思
います。鶴田会長よろしくお願いいたします。

3. 令和6年度事業報告 1) 建設部 都市住宅課

(会長) それでは手元の次第に従って進めていきたいと思
います。最初に建設部都
市住宅課の方から街なみ環境整備事業実績及び今後のまちづくり事業計画に
ついてご説明よろしくお願いいたします。

(事務局) <建設部より事業報告>

(会長) ただいまの事務局のご説明につきまして何かご質問ご意見等
はあります
でしょうか。

(会長) 令和5年度から始まっている市独自の補助金である修景整備事業につ
いて、令和6年度は5件ということでしたが、累積は増えてきているのでし
ょうか。

(事務局) 街並み町民協定による景観形成補助金についてですが、令和5年度から3
年間の予定で実施をしています。令和5年度は4件、令和6年については5
件の申請がありました。来年度で3年目になるため、申請の状況を見て令和
8年度以降も事業を行っていくかどうか今後検討していきます。

(会長) 補助金申請があった家は町民協定エリアの中でいうとどの辺りになりま
す
か。

(事務局) 令和5年度は橋本町、本町、常盤町、日の出町の計4件です。
令和6年度は殿町、立町、北朝日町と常盤町が2件で計5件です。

(会長) 街なみ環境整備事業が令和2年度から始まって、令和6年度で5年が経過
し、事業が終了となるわけですが、令和7年度からはまた新たな街なみ環境
整備事業が始まるのでしょうか。

(事務局) 街なみ環境整備事業の計画は5年間で1期単位で進められています。郡
上市では当初の計画から令和6年度までの5年間1期と令和7年度の2期

目 1 年の頭出しで、計 6 年間で当初申請をしておりました。令和 6 年度に 2 期目街かんの申請のタイミングがあり、そこで令和 7 年度から令和 11 年度まで事業を行うよう申請を行いました。現在も行っている道路美装化は令和 8 年度までに、10 年以上前に施工された脱色アスファルトの路線を全てショットブラスト工で美装化が完了する予定となっています。令和 9 年度以降は新町通りの水路の蓋について、車が通ると音がするという地域から要望が多いことから、景観に配慮した蓋にしながら補修を行っていきたいと思っています。補修のための設計や延長が長いことから工事を 2 か年に分けているため、合わせて 3 年間ということで令和 11 年度の事業を予定しています。

3. 令和 6 年度事業報告 1) 教育委員会 社会教育課

(会長) 次に教育委員会社会教育課の方から令和 6 年度 伝建修理修景事業についてご説明よろしくお願いいいたします。

(事務局) <教育委員会より事業報告>

(会長) ただいまの事務局のご説明につきまして何かご質問ご意見等がありますでしょうか。

(委員) 令和 6 年度の M 家住宅主屋の修景工事について、東側と西側で別々分けられている理由は何でしょうか。令和 7 年度の H 家住宅も修理工事と附属屋修景工事と分けられている理由は何でしょうか。

(事務局) 令和 6 年度の M 家住宅は外から見ると 1 軒の住宅のように見えますが、建物の中は壁で完全に仕切られていることから、2 軒分として補助金を支出しております。建物の登記としても別々になっており、工事自体も東側と西側で別々に行っています。

令和 7 年度の H 家住宅主屋についてですが、伝建地区の物件については、特定物件といわれる文化財として判断される物件とそうでない一般的な物件の 2 つがあります。主屋については特定物件に指定されているため、文化財として修理工事を行っていきます。附属屋は特定物件ではないため、別の建物として修景工事を行っています。特定物件とそうでない物件によって、補

助率や上限額が変わってくるため、完全に別の物件として補助金の支出をさせていただきます。

(委員) 令和6年度のM家住宅の奥の住宅はおそらく以前に修理された物件かと思いますが、それぞれの物件で木質そのままの建具と、ベンガラ色に塗った建具を使っていて、通るたびに違和感を覚えます。建物の修理に関して伝建地区の中で色彩を統一はしていないのでしょうか。

(事務局) 過去の伝建地区の木製建具をいろいろ調べますと、すべて色を塗っているわけではありません。木の質感を出しておいて、経年によって、木がどんどん茶色になっていって、ベンガラに近いような色を出すという方法もあります。修理や修景を行う物件につきましては、最初からベンガラ色塗ってしまうか、木製建具を経年によってベンガラ色を出すかは、その物件の持ち主の意向に任せています

(委員) 修理修景に関して特にガイドラインを設けていないということでしょうか。

(事務局) 修景物件と修理事物によって方針は違っています。修景物件はある程度基準を設けておりまして、その町並みによって色や建具を決めております。一方で修理事物とは特定物件であり、文化財扱いとなっているため、痕跡調査を行って、過去にどんな塗料が使われていたか調査したうえで、色などを決定しています。

(会長) 今回の事業の中で、初めて修景事業を使って新築で家を建てて、空き地が埋まったことは良い傾向だと思います。別の建物では商店を行っている物件の前に目立つ色の看板や自動販売機があつて、修理工事を行っても景観的に問題があるのではないかと、伝建審議会でも話題になりましたが、現在は商店をやめられて、きれいに修理されて良かったと思います。

(委員) 一軒あたりの事業どれくらいの金額の補助が出ているのでしょうか。

(事務局) 一年間における事業全体の事業費や補助金額は載せております。個別の補助金額については手元に資料がありませんので、次回以降個別に金額を入れるよう検討します。ちなみに修景工事の場合は補助率が6割となっており、

個人の負担は4割となります。なお、上限が決まっており、上限を超えた場合にはその分補助率は低下します。

(会長) 以上で報告事項が終わりましたので、進行を事務局へお返しします。

4. 事例紹介：郡上市八幡市街地空き家利活用事業について

(事務局) 会長ありがとうございました。続きまして次第に沿いまして、事例紹介に移りたいと思います。鶴田会長より郡上八幡における空き家利活用事業について紹介をしていただけるとのことですのでよろしくお願いしたいと思います。

(会長) <会長より事例紹介>

5. その他

(事務局) ありがとうございました。その他で何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(委員) 審議会の資料について、しっかり確認したいので事前に配布していただけないでしょうか。

(事務局) 今回は報告事項のみだったため、事前に配布は行いませんでした。事例紹介については執筆中の論文であるため、今回は配布が難しいものでした。審議会で諮問事項がある場合には資料を事前に配布しておりますのでよろしくお願いします。

(委員) この審議会の今後のというテーマで意見を述べさせていただきたいと思います。郡上八幡の中で長い期間行ってきた事業を理論的に整理していただいて、また、鶴田先生から高評価もいただきまして、同じ市内の市民としてうれしく思っています。旧八幡町時代に都市計画が引かれたことによって、社会資本整備総合交付金によって無電柱化事業などの事業に対して補助金をもらえるようになりました。そういう意味で都市計画を作る意義が大いにあったと思います。

では、八幡以外の町について行政として、または審議会としてどう対応していくべきかが課題だと思います。今年の4月から建築基準法と省エネ法も

改正されます。今まで郡上市では都市計画地域である郡上八幡以外は全部都市計画区域外であるため、住宅を自由に建てることができました。しかし、今後は都市計画区域であるかどうかに関わらず、2階建て以上の建物、或いは面積が200平米以上になれば、確認申請が必要になってきます。なおかつ省エネ法も適合する住宅にする必要もあります。そのため、都市計画区域外に住むメリットが無くなっているの現状です。今後は八幡だけでなく八幡以外の町のあり方を考える必要があると思います。

旧白鳥町時代の石徹白では都会に住む子供と一緒に暮らすために田んぼや畑を不動産屋に売って、いつのまにか知らない人の別荘地になっていたということがありました。そうやってあちこちに色んな建物が建ってしまう出来事があった為、白鳥町では都市計画までいかなくても、準都市計画区域を設けるべきだという案もありました。結局頓挫してしまいましたが、現在も各地域にそれぞれ問題課題があるので、八幡と同時に検討していけたら良いと思います。

(会長) 今回事例紹介をする候補の中にデンマーク農村集落の事例があり、昨年3月と9月に現地で調査に行いました。やはりデンマークでも農村集落において空き家が増えて、人口が減っている状況であるため、その中での開発許可制度を整備して町並みを守っている状況でした。

もう1つ今国内で行っている調査で、まさに都市計画区域外での調査になります。なぜ都市計画区域外を調査しているかというと、都市計画区域内だけを整備しても、その周りから水害や土砂災害が発生して、都市計画区域に影響を及ぼすことがあるからです。全国に調査をかけて、11の自治体で自主条例により土地利用を制限している事例がありました。山形県の遊佐地域では土砂採取事業の規制に関して最高裁まで争って、条例により土砂採取を制限することが認められた事例がありました。諫早湾でも水の採取をしないようする条例がありました。こういった条例は住民主導で始まった条例もありますし、議員の方から条例作ろうと動き出したところもありました。今の日本の都市計画制度の中で大きく都市計画区域を広げることは基本的に人口が減ってる社会であるため、難しいと思いますが、土地利用に限定して条例を作ることはできると思います。こういった条例は自治体だけで動くのではな

く、住民や住民の代表である議会が声を上げないといけないのかなと思います。

(委員) 都市計画審議会というタイトル行っているのもう少し喫緊の課題を協議したりできないでしょうか。例えば、防災を意識したまちづくり、そうでもなくとも都市計画に関係したまちづくりに関する課題があると思います。また、インバウンドを意識したまちづくりはできないでしょうか。今この岐阜県でも、特に高山市ではインバウンド需要高くて、町も潤っていると思いますが、美濃市や郡上市のような沿線地域においてインバウンド需要は少ないように感じます。そこで、例えば郡上には郡上八幡城があって、景観としてとても素晴らしいと思います。岐阜県内を見てもこういった城（天守）のある町は岐阜市、大垣市くらいなので、こういったものを生かした観光誘致ができないのかと思います。せっかく年に一回の審議会ですので、事前に何かテーマを投げかけてもらって会議を開いたらどうでしょうか。

(委員) 他の委員の方のご意見はよくわかるし、そういう議論がしたいと皆さん思っていると思います。しかし、都市計画審議会の主目的は都市計画法に基づく都市計画に関する事柄の諮問答申をすることです。事務局としてはもう少し今回の会議のテーマを明確にしておいた方が良いと思いますが、今日は諮問する事項が無いため、年 1 回の実績報告を行っていると思います。やはり都市計画審議会は都市計画の諮問答申のための審議会なので、その役割を明確された方がいいと思います。

それから審議会では都市計画に関する諮問に答えてもらう場なので、委員の人選に関して住んでいる地域に配慮していただけないかなと思います。都市計画区域外に住んでいる委員からすると、何で自分が八幡のことについて協議しているんだろうとなってしまうと思います。

一方で八幡の都市計画について、他の地域からの視点で見ってもらうために郡上市全体から委員を募られているというのも分かりますが、その代わり本当にその方が身に詰まって八幡のことについて話ができるかっていう問題があると思います。

(委員) 先ほど挙げられた事項については、郡上市地域公共交通会議や郡上市総合計画審議会など、ほかの会議で審議されているものもありますので、それぞれの会議で必要な事項は議論していくべきだと思います。

(事務局) 本来、事務局の立場で回答する必要があったところを代わりに回答いただきましてありがとうございました。今日は報告中心になってしまいました
が、都市計画審議会の役割としては諮問答申であり、直近では濃飛横断自動車道の都市計画決定がありました。これは県の都市計画決定であったため、郡上市としての意見をつけて最終的に岐阜県へ提出を行いました。そういったものをこの場で審議いただくというのが、本来の都市計画審議会になってくると思います。今日については報告事項中心ということで大変申し訳なかったですが、先ほど事務局の方から申し上げましたが、事前にお知らせして、この場でご意見いただきやすいように設定していくというのが、今後の課題だと思っております。

(事務局) 本日はありがとうございました。最後に事務局からのお知らせですが、事前にそれぞれお話をさせていただきましたが、議員の方々以外の委員については今年度をもって都市計画審議会の委員の任期が終了となります。皆さん引き続き委員の方を継続していただけると内諾をいただきましたことをまずもって御礼を申し上げます。今回のように今まで毎年、年度末に都市計画審議会の方行っておりましたが、任期が変わりますと委員の委嘱であったり、会長、副会長の改選が必要であったりする関係で、次年度以降は年度のなるべく早い時期に審議会の方を行わせていただきたいと考えております。今回ご意見ありました事前の資料配布やこの場の議題のことについては、今回のことを受けて検討させていただきたいと思います。次回も審議会の委員に変更はありませんが、なるべく近い時期で審議会を行いたいと思っております。開催される際にはこちらからまたご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 本日は長時間にわたりまして慎重な審議やご意見をいただきましてありがとうございました。最後に副会長から閉会のごあいさつをお願いしたいと思います。

(副会長) 皆さん、本日は遅くまでありがとうございました。色々な意見が出て良い審議会になったのかなと思います。鶴田先生も事例紹介をありがとうございました。

ました。今日は八幡の空き家対策の話の中で、最近私たちが行っていることまで調べられていて驚きました。次年度以降もまたよろしくお願いします。

(事務局) これをもちまして令和6年度第1回都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

<20時30分終了>